

一般社団法人
福井県臨床検査技師会ホームページ
管理運用規定

(目的)

第1条 本規定は、一般社団法人 福井県臨床検査技師会がインターネット・ホームページを活用して技師会に関する情報を広く一般に公開し、臨床検査並びに技師会活動に関心を寄せる方々の理解と協力を得るために、ホームページの管理運用について必要な事項を定めるものである。

(ホームページ管理者及びホームページ管理運用責任者)

第2条 ホームページ管理者(以下「管理者」という)は会長とし、ホームページの管理運用及びセキュリティ対策を統括する。

2 管理者は、ホームページ管理運用責任者(以下「責任者」という)を原則2名置き、ホームページの管理運用及びセキュリティ対策の実施に当たらせる。

(ホームページ管理運営委員会の設置)

第3条 ホームページの管理運用、ホームページに掲載する情報の選定及び調整を行うため、ホームページ管理運営委員会(以下「委員会」という)を設置する。

2 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) ホームページの管理運用に関する事
- (2) ホームページの掲載内容に関する事
- (3) セキュリティに関する事
- (4) 人権尊重及び個人情報の保護に関する事
- (5) 知的所有権に関する事
- (6) その他

3 委員会は、当技師会会員の中から管理者が任命する者をもって構成する。

- (1) 委員会には、委員長(管理者)、委員長代理を置き、委員長が委員長代理を責任者の中から指名する。
- (2) 委員長は、委員会を招集し、委員会を主宰する。
- (3) 委員長代理は、委員長を補佐し、委員長が不在の場合に、その職務を代理する。

(教育・訓練)

第4条 管理者は、責任者に対してネットワークの管理及びセキュリティ対策に関する教育を定期的実施する。

(評価)

第 5 条 管理者は、システムの安全性 (セキュリティ対策) に関する評価を、定期的
に実施する。

(不正侵入及び改ざん等への対応)

第 6 条 管理者は、ホームページのセキュリティを確保する。

- (1) 管理者は、ホームページに対して不正侵入の防御、早期発見及び迅速かつ適切な対応を行う。
- (2) コンピュータウイルスの感染を防ぐために、常にウイルスチェック済みのデータを使用する。
- (3) 定期的にウイルスチェック・ソフトウェアを使用し、感染の早期発見に努める。
- (4) コンピュータウイルスに感染した場合は、その状況把握及び対策を速やかに行う。

(個人情報・知的所有権の保護)

第 7 条 ホームページに情報を掲載する場合は、人権尊重、個人情報、著作権等の知的
所有権の保護等に十分注意する。

- (1) 会員の氏名、住所、電話番号、生年月日、成績等の個人情報は掲載しない。
- (2) 会員個人や所属施設を特定できる文章や写真、成績や成果をホームページに掲載する場合は、会員及び所属施設長の同意を得た上で行う。なお、氏名の表示について必要がある場合は、会員の同意を得た上とし、原則として姓を用い名は使わない。
- (3) 教育施設や企業等の技師会活動協力者 (以下「協力者」という) の記事等をホームページに掲載する場合は、協力者の同意を得た上で行う。
- (4) 著作権等に関わる知的所有物をホームページに掲載する場合は、必ず知的所有権者の了解を得て行う。また、知的所有権の存在を明記する。

(機器類の管理)

第 8 条 ホームページをインターネット・サービス・プロバイダ (以下「 I S P 」とい
う) にアップロードするためのパソコン等の機器類、ネットワーク及びソフト
ウェア (以下「機器類」という) については、責任者が管理する。

- 2 機器類については、機種、導入済ソフトウェア、ライセンス、設置日 (購入日) 、
保守連絡先等の事項を所定の台帳に記載して管理する。
- 3 責任者は、機器類の利用者に対して、以下の事項を遵守させる。
 - (1) 無断で機器類に周辺機器を増設しないこと
 - (2) 機器類の盗難防止に十分な注意を払うこと

- (3) 無断で機器類及びF D等の記録媒体を校外に持ち出さないこと
- (4) 無断でソフトウェアのインストールや設定変更を行わないこと
- (5) ソフトウェアの不正コピーを行わないこと
- (6) F D等の記録媒体の管理に留意すること
- (7) 不要になったハードディスクの情報は、速やかに削除すること
- (8) 不要になった記録媒体を廃棄するときは、情報が漏洩しないようデータを完全に削除すること
- (9) 第三者による機器類の不正操作を防ぐため、離席時はパスワード付きのスクリーンセーバを起動またはコンピュータをパスワード付きでロックする等の操作を行うこと
- (10) 業務以外の目的で機器類を利用しないこと
- (11) 指定された以外の方法で、他のネットワークにアクセスしないこと
- (12) 機器類に保有している情報の保護に努め、データ破壊、改ざん、情報漏洩等の事故を起こさないようにすること

(アクセス管理)

第9条 ユーザアカウントは管理者及び責任者のみが使用できるものとする。

- 2 ユーザアカウントによるアクセスの開始時刻及び終了時刻、使用者名等の事項を所定の台帳に記載して管理する。
- 3 ユーザアカウントのパスワードは、第三者に推測されにくいように設定する。
- 4 ホームページ上に掲載するデータは、ISPへのアップロード前に必ずバックアップを行い、アップロード後も定期的に比較検証する。

(ホームページに掲載する情報)

第10条 ホームページに掲載する情報は、次に掲げるものとする。

- (1) 技師会の沿革、運営、組織図、管理運用規定
- (2) 技師会事務局の所在地、交通手段
- (3) 技師会活動(行事)
- (4) 研修会・講演会・学会の案内
- (5) 学術部だより
- (6) 広報部だより
- (7) 事務局だより
- (8) 各種申請書類
- (9) 地域の情報
- (10) リンク
- (11) その他

(電子メールによる意見、要望等の受付)

第11条 ホームページに関する意見、要望等の受付先として、電子メールアドレスを公開する。

(禁止事項)

第12条 次に掲げる項目に該当する情報については、ホームページに掲載しない。

- (1) 会員または特定の人物の生命、人権、財産等が侵害される恐れのある情報
- (2) 第三者を誹謗中傷したり、第三者に不利益等をもたらすもの
- (3) 宗教、政治に関わる情報
- (4) 犯罪行為に結びつく恐れのあるもの
- (5) 法律に違反するもの、公共の福祉に反するもの及び教育上不適切なもの
- (6) 営利を目的としたもの

附 則

この規定は、平成21年5月20日から施行する。